

3

令和 2 年 度

石 卷 市 各 種 会 計 予 算

石 卷 市

目

次

(令和2年2月13日提出)

頁

第37号議案	令和2年度石巻市一般会計予算 .....	1
第38号議案	令和2年度石巻市土地取得特別会計予算 .....	13
第39号議案	令和2年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計予算.....	19
第40号議案	令和2年度石巻市市街地開発事業特別会計予算 .....	25
第41号議案	令和2年度石巻市国民健康保険事業特別会計予算 .....	31
第42号議案	令和2年度石巻市後期高齢者医療特別会計予算 .....	37
第43号議案	令和2年度石巻市介護保険事業特別会計予算 .....	43
第44号議案	令和2年度石巻市病院事業会計予算 .....	49
第45号議案	令和2年度石巻市下水道事業会計予算 .....	55

石 巻 市 一 般 会 計

第37号議案

令和2年度石巻市一般会計予算

令和2年度石巻市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,178,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(報酬に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月13日提出

石巻市長 亀山 紘

令和 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳入		(単位：千円)
款	項	金額
1 市税		19,091,564
	1 市民税	7,716,721
	2 固定資産税	8,669,050
	3 軽自動車税	440,282
	4 市たばこ税	1,146,539
	5 入湯税	17,565
	6 都市計画税	1,101,407
2 地方譲与税		724,130
	1 地方揮発油譲与税	185,000
	2 自動車重量譲与税	454,600
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	51,729
	5 特別とん譲与税	32,800
3 利子割交付金		6,900
	1 利子割交付金	6,900
4 配当割交付金		34,200
	1 配当割交付金	34,200
5 株式等譲渡所得割交付金		29,500
	1 株式等譲渡所得割交付金	29,500
6 法人事業税交付金		131,900
	1 法人事業税交付金	131,900
7 地方消費税交付金		3,168,000
	1 地方消費税交付金	3,168,000
8 自動車環境性能割交付金		66,000
	1 自動車環境性能割交付金	66,000
9 地方特例交付金		165,600
	1 地方特例交付金	165,600
10 地方交付税		48,457,900
	1 地方交付税	48,457,900
11 交通安全対策特別交付金		21,400
	1 交通安全対策特別交付金	21,400
12 分担金及び負担金		474,401
	1 負担金	474,401
13 使用料及び手数料		1,654,834
	1 使用料	1,531,248
	2 手数料	123,586
14 国庫支出金		24,730,392
	1 国庫負担金	15,662,038
	2 国庫補助金	9,028,269
	3 国庫委託金	40,085
15 県支出金		6,087,019

		(単位：千円)
款	項	金額
	1 県負担金	2,317,060
	2 県補助金	3,053,882
	3 県委託金	716,077
16 財産収入		350,777
	1 財産運用収入	124,887
	2 財産売却収入	225,890
17 寄附金		3
	1 寄附金	3
18 繰入金		79,308,121
	1 基金繰入金	79,140,898
	2 特別会計繰入金	167,223
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		1,641,158
	1 延滞金加算金及び過料	25,080
	2 市預金利子	315
	3 貸付金元利収入	638,450
	4 雑入	977,313
21 市債		9,034,200
	1 市債	9,034,200
歳入	合計	195,178,000

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		396,279
	1 議会費	396,279
2 総務費		10,356,553
	1 総務管理費	8,856,583
	2 徴税費	640,601
	3 戸籍住民基本台帳費	585,249
	4 選挙費	124,600
	5 統計調査費	90,545
	6 監査委員費	58,975
3 民生費		23,659,312
	1 社会福祉費	6,175,892
	2 老人福祉費	5,064,281
	3 児童福祉費	7,746,807
	4 生活保護費	2,526,569
	5 災害救助費	2,145,763
4 衛生費		10,511,727
	1 保健衛生費	5,003,905
	2 清掃費	4,740,708
	3 上水道費	767,114
5 労働費		89,640
	1 労働福祉費	89,640
6 農林水産業費		8,109,220
	1 農業費	4,476,281
	2 林業費	235,138
	3 水産業費	3,397,801
7 商工費		2,168,550
	1 商工費	2,168,550
8 土木費		103,032,937
	1 土木管理費	560,400
	2 道路橋りょう費	3,019,149
	3 河川費	206,320
	4 港湾費	56,636
	5 都市計画費	92,521,830
	6 住宅費	6,668,602
9 消防費		3,679,350
	1 消防費	3,679,350
10 教育費		12,117,231
	1 教育総務費	1,140,931
	2 小学校費	1,827,236
	3 中学校費	1,145,061
	4 高等学校費	472,313

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 幼稚園費	724,794
	6 社会教育費	5,029,267
	7 保健体育費	1,777,629
11 災害復旧費		14,923,055
	1 農林水産業施設災害復旧費	7,849,838
	2 公共土木施設災害復旧費	2,341,540
	3 文教施設災害復旧費	3,208,163
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	1,523,514
12 公債費		6,034,145
	1 公債費	6,034,145
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出	合 計	195,178,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	
公有財産台帳管理システム借上料	令和3年度から 令和6年度まで	2,310	
住居表示等証明書発行システム保守 点検業務	令和3年度から 令和6年度まで	1,164	
オフィスアプリケーション使用料	令和3年度から 令和5年度まで	42,240	
クライアントアクセスライセンス使 用料	令和3年度から 令和4年度まで	8,415	
ソフトウェアライセン ス使用料	令和 2年度分	令和3年度	717
仮想化基盤稼働維持保守業務	令和3年度	9,120	
仮想化基盤性能向上保守業務	令和3年度から 令和7年度まで	148,742	
防犯カメラ機械警備業 務	令和 2年度分	令和3年度から 令和7年度まで	12,208
納税通知書作成等業務 (市・県民税特別徴収 分)	令和 2年度分	令和2年度から 令和5年度まで	13,046
納税通知書作成等業務 (固定資産税)	令和 2年度分	令和2年度から 令和3年度まで	6,765
税公金収納機借上料	令和3年度から 令和4年度まで	2,746	
督促状作成等業務	令和 2年度分	令和2年度から 令和3年度まで	4,488
口座振替関係通知書作 成等業務	令和 2年度分	令和2年度から 令和3年度まで	3,212
市税等納税管理及び徴収補助等業務	令和2年度から 令和5年度まで	76,941	
地域福祉計画策定業務	令和3年度	5,647	
自動体外式除細動器借上料 (ささえあいセンター)	令和3年度から 令和6年度まで	480	
障害者福祉システム借 上料	令和 2年度分	令和3年度	2,079

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額	
子ども・子育て利用者支援業務	令和3年度から 令和5年度まで	23,949	
地域子育て支援拠点事業運営業務	令和3年度から 令和4年度まで	33,710	
放課後児童クラブ施設 借上料	令和 2年度分	令和3年度から 令和7年度まで	4,868
自動体外式除細動器借 上料	令和 2年度分	令和3年度から 令和6年度まで	16,558
健康増進計画中間評価等策定支援業 務	令和3年度	4,600	
「石巻市北鰯山 墓地移転資金融 資あっせん要綱」 に基づく資金融 資に伴う利子補 給及び損失補償	利子 補給 令和 2年度分	令和3年度から 令和7年度まで	借入残高に係る利子に相当する額
	損失 補償 令和 2年度分	令和2年度から 令和8年度まで	未償還元金の10%に相当する額
夜間急患センター医療機器借上料	令和3年度から 令和7年度まで	1,800	
夜間急患センター医事 業務	令和 2年度分	令和2年度から 令和6年度まで	78,500
河北地区衛生処理センター解体事業	令和2年度から 令和3年度まで	241,000	
一般廃棄物最終処分場建設事業	令和3年度から 令和4年度まで	7,136,500	
「石巻市中小企業融資 あっせん規則」に基 づく資金融資に係る損失 補償	令和 2年度分	令和2年度から 令和15年度まで	融資預託金の10/100以内に相当する額
「石巻市小企業小口融 資あっせん規則」に基 づく資金融資に係る損 失補償	令和 2年度分	令和2年度から 令和12年度まで	融資預託金の10/100以内に相当する額
「石巻市中小企業融資 災害関連利子補給事業 実施要綱」に基づく中 小企業融資災害関連利 子補給	令和 2年度分	令和2年度から 令和6年度まで	借入残高に対して年1.5%以内に相当する額

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
児童生徒検診業務	令和 2年度分	令和2年度から 令和3年度まで	3,538
図書管理システム借上料	令和 2年度分	令和2年度から 令和4年度まで	693
收藏品管理システム利用料		令和3年度から 令和6年度まで	1,584
自動体外式除細動器借上料(図書館)	令和 2年度分	令和3年度から 令和7年度まで	241
自動体外式除細動器借上料(社会体育施設)		令和3年度から 令和6年度まで	2,186

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎施設解体事業債	27,500	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。
離島振興施設整備事業債	57,000			
保健衛生事業債	72,000			
清掃施設整備事業債	366,500			
清掃施設解体事業債	148,800			
農業施設整備事業債	716,100			
小規模治山対策事業債	6,600			
漁港海岸施設整備事業債	157,700			
観光施設整備事業債	165,100			
産業振興事業債	24,600			
道路新設改良事業債	296,600			
街路整備事業債	764,100			
公園整備事業債	258,400			
消防施設整備事業債	138,900			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設解体事業債	9,500			
小学校施設整備事業債	334,000			
中学校施設整備事業債	255,200			
幼稚園園児輸送事業債	17,800			
複合文化施設整備事業債	2,177,500			
社会教育施設解体事業債	95,000			
保健体育施設解体事業債	10,400			
臨時財政対策債	1,887,200			

石 巻 市 土 地 取 得  
特 別 会 計



第38号議案

令和2年度石巻市土地取得特別会計予算

令和2年度石巻市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ218,020千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月13日提出

石巻市長 亀山 紘

令和 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 財産収入		114
	1 財産運用収入	114
2 繰入金		217,906
	1 一般会計繰入金	217,906
歳 入 合 計		218,020

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 公債費		217,906
	1 公債費	217,906
2 諸支出金		114
	1 基金積立金	114
歳 出 合 計		218,020

石巻市水産物地方卸売市場事業

特 別 会 計

第39号議案

令和2年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計予算

令和2年度石巻市の水産物地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ396,029千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月13日提出

石巻市長 亀山 紘

令和 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		142,473
	1 使用料	142,473
2 県支出金		2,554
	1 県委託金	2,554
3 繰入金		165,187
	1 一般会計繰入金	165,187
4 諸収入		85,815
	1 雑入	85,815
歳 入 合 計		396,029

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 水産物地方卸売市場費		305,242
	1 水産物地方卸売市場費	305,242
2 災害復旧費		1
	1 市場施設災害復旧費	1
3 公債費		90,786
	1 公債費	90,786
歳 出 合 計		396,029

石 卷 市 市 街 地 開 発 事 業

特 別 会 計

第40号議案

令和2年度石巻市市街地開発事業特別会計予算

令和2年度石巻市の市街地開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,319,825千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月13日提出

石巻市長 亀山 紘

令和 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 財産収入		167,254
	1 財産運用収入	33
	2 財産売却収入	167,221
2 繰入金		2,152,569
	1 一般会計繰入金	2,152,569
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 清算金		1
	1 清算金	1
歳 入 合 計		2,319,825

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 市街地開発事業費		2,152,569
	1 被災市街地復興土地区画整理事業費	2,152,569
2 諸支出金		167,256
	1 基金積立金	34
	2 繰出金	167,222
歳 出 合 計		2,319,825



石 卷 市 国 民 健 康 保 険 事 業

特 別 会 計

第41号議案

令和2年度石巻市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度石巻市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,550,257千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年2月13日提出

石巻市長 亀山 紘

令和 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険税		2,564,863
	1 国民健康保険税	2,564,863
2 使用料及び手数料		284
	1 手数料	284
3 国庫支出金		18,969
	1 国庫補助金	18,969
4 県支出金		11,571,671
	1 県負担金	11,571,671
5 財政安定化基金交付金		1
	1 財政安定化基金交付金	1
6 財産収入		279
	1 財産運用収入	279
7 繰入金		1,366,184
	1 一般会計繰入金	1,140,087
	2 基金繰入金	226,097
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		28,005
	1 延滞金加算金及び過料	20,001
	2 雑入	8,004
歳 入 合 計		15,550,257

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		164,998
	1 総務管理費	119,343
	2 徴税費	44,765
	3 運営協議会費	890
2 保険給付費		11,223,837
	1 療養諸費	9,726,145
	2 高額療養費	1,434,266
	3 移送費	500
	4 出産育児諸費	50,426
	5 葬祭諸費	12,500
3 国民健康保険事業費納付金		3,925,629
	1 医療給付費分	2,700,428
	2 後期高齢者支援金等分	914,091
4 保健事業費		311,110
	1 特定健康診査等事業費	171,483
	2 保健事業費	144,730
5 基金積立金		26,753
	1 基金積立金	279
6 諸支出金		279
	1 償還金及び還付加算金	34,031
7 予備費		34,031
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		30,000
歳 出 合 計		15,550,257

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
納税通知書作成等業務	令和 2年度分	令和2年度から 令和3年度まで	7,975
督促状作成等業務	令和 2年度分	令和2年度から 令和3年度まで	3,256
口座振替関係通知書作成 等業務	令和 2年度分	令和2年度から 令和3年度まで	803
市税等納税管理及び徴収補助等業務		令和2年度から 令和5年度まで	76,941
税公金収納機借上料		令和3年度から 令和4年度まで	2,746

石 巻 市 後 期 高 齢 者 医 療

特 別 会 計

第42号議案

令和2年度石巻市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度石巻市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,801,225千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年2月13日提出

石巻市長 亀山 紘

令和 年 月 日議決

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		1,268,574
	1 後期高齢者医療保険料	1,268,574
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		468,932
	1 一般会計繰入金	468,932
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		63,716
	1 延滞金及び過料	151
	2 受託事業収入	58,364
	3 雑入	5,201
歳 入	合 計	1,801,225

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		35,775
	1 総務管理費	27,764
	2 徴収費	8,011
2 保健事業費		80,333
	1 健康診査事業費	80,333
3 後期高齢者医療広域連合納付金		1,679,916
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,679,916
4 諸支出金		5,201
	1 償還金及び還付加算金	5,200
	2 繰出金	1
歳 出	合 計	1,801,225

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
納税通知書作成等業務	令和 2年度分	令和2年度から 令和3年度まで	3,485
督促状作成等業務	令和 2年度分	令和2年度から 令和3年度まで	440
市税等納税管理及び徴収補助等業務		令和2年度から 令和5年度まで	8,550
税公金収納機借上料		令和3年度から 令和4年度まで	306

石 巻 市 介 護 保 険 事 業

特 別 会 計

第43号議案

令和2年度石巻市介護保険事業特別会計予算

令和2年度石巻市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,408,080千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年2月13日提出

石巻市長 亀山 紘

令和 年 月 日議決



第1表 歳入歳出予算

1 歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 介護保険料		2,912,096
	1 介護保険料	2,912,096
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 国庫支出金		3,454,258
	1 国庫負担金	2,372,271
	2 国庫補助金	1,081,987
4 支払基金交付金		3,766,905
	1 支払基金交付金	3,766,905
5 県支出金		2,062,051
	1 県負担金	1,924,707
	2 県補助金	137,344
6 財産収入		132
	1 財産運用収入	132
7 繰入金		2,212,189
	1 一般会計繰入金	2,165,189
	2 基金繰入金	47,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		446
	1 延滞金及び過料	2
	2 貸付金元利収入	360
	3 雑入	84
歳 入	合 計	14,408,080

2 歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		187,554
	1 総務管理費	81,367
	2 徴収費	11,798
	3 介護認定審査会費	94,389
2 保険給付費		13,221,473
	1 介護サービス等諸費	11,711,772
	2 介護予防サービス等諸費	470,080
	3 その他諸費	13,874
	4 高額介護サービス等費	357,561
	5 高額医療合算介護サービス等費	24,753
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		969,541
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	670,881
	2 一般介護予防事業費	56,594
	3 包括的支援事業・任意事業費	239,510
5 保健福祉事業費		4,377
	1 保健福祉事業費	4,377
6 基金積立金		132
	1 基金積立金	132
7 諸支出金		5,002
	1 償還金及び還付加算金	5,002
8 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	14,408,080

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
督促状作成等業務	令和 2年度分	令和2年度から 令和3年度まで	616
市税等納税管理及び徴収補助等業務		令和2年度から 令和5年度まで	8,550
税公金収納機借上料		令和3年度から 令和4年度まで	306

石 巻 市 病 院 事 業 会 計

第44号議案

令和2年度石巻市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度石巻市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般病床	165床	療養病床	40床	計	205床
(2) 年間入院外来患者数	入院	59,932人	外来			63,253人
(3) 1日平均入院外来患者数	入院	164.2人	外来			260.3人
(4) 主要な建設改良事業	建設改良費					8,360千円
	機械装置購入費					55,467千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	病院事業収益	5,820,494千円
第1項	医業収益	3,447,750千円
第2項	医業外収益	2,326,578千円
第3項	特別利益	46,166千円

(支出)

第1款	病院事業費用	5,772,409千円
第1項	医業費用	5,605,487千円
第2項	医業外費用	146,922千円
第3項	特別損失	9,000千円
第4項	予備費	11,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	資本的収入	442,037千円
第1項	企業債	63,700千円
第2項	他会計出資金	378,210千円
第3項	他会計負担金	127千円

(支出)

第1款	資本的支出	488,203千円
第1項	建設改良費	63,827千円
第2項	企業債償還金	424,376千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
医事業務	令和3年度から 令和5年度まで	191,378
医療研究用電子図書閲覧料	令和2年度から 令和3年度まで	771
医療研究用図書購入費	令和2年度から 令和3年度まで	1,136
リネン等賃借料(牡鹿病院分)	令和2年度から 令和5年度まで	8,118
環境衛生維持管理業務(牡鹿病院分)	令和2年度から 令和5年度まで	23,925

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
石巻市立病院医療機器等整備事業債	50,000	普通貸借又は証券発行(ただし、登録債)	5.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。
石巻市立牡鹿病院設備改修事業債	8,300			
石巻市立牡鹿病院医療機器等整備事業債	5,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 2,159,420千円
- (2) 交際費 400千円

(他会計からの補助金)

第9条 経営基盤安定化対策等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

980,871千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、588,810千円と定める。

令和2年2月13日提出

石巻市長 亀山 紘

令和 年 月 日議決

石 卷 市 下 水 道 事 業

特 別 会 計

第45号議案

令和2年度石巻市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度石巻市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	38,542 戸
(2) 年間処理水量	9,465,545 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	25,933 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
管渠等建設改良事業	2,144,383 千円
災害復旧事業	2,310,361 千円
管渠等復興建設事業	62,978,486 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款 下水道事業収益	6,950,310 千円
第1項 営業収益	2,253,992 千円
第2項 営業外収益	4,696,317 千円
第3項 特別利益	1 千円

(支出)

第1款 下水道事業費用	6,285,413 千円
第1項 営業費用	5,525,058 千円
第2項 営業外費用	738,111 千円
第3項 特別損失	19,244 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,742,551千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,269千円並びに引継金193,215千円、当年度損益勘定留保資金1,037,602千円、当年度利益剰余金処分額473,465千円で補てんするものとする。)

(収入)

第1款 資本的収入	70,067,456 千円
第1項 企業債	3,074,700 千円
第2項 分担金及び負担金	63,032,760 千円
第3項 補助金	3,959,996 千円

(支 出)

第1款	資本的支出	71,810,007千円
第1項	建設改良費	67,614,925千円
第2項	企業債償還金	4,192,082千円
第3項	予備費	3,000千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ326,998千円及び180,380千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
「石巻市水洗便 所等改造資金融 資あっせん要綱」 に基づく資金融 資に伴う利子補 給及び損失補償	利子 補給	令和 2年度分	令和3年度から 令和7年度まで
	損失 補償	令和 2年度分	令和2年度から 令和8年度まで

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道建設事業債	1,235,200	普通貸借又は証券発行 (ただし、 登録債)	5.0%以内(た だし、利率見直 し方式で借り 入れる政府資 金及び地方公 共団体金融機 構資金につい て、利率の見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	起債年度から据置期 間を含め40年以内 に借入先の融通条件 に従い元利均等償還 又は元金均等償還に より償還する。 ただし、融通条件又 は財政の都合により 償還年限の短縮又は 借り換えをすること ができる。
流域下水道整備事業債	169,700			
資本費平準化債	993,800			
災害復旧事業債	9,100			
特別措置債	27,200			
浄化槽整備事業債	6,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 294,604千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,682,436千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち473,465千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 473,465千円

令和2年2月13日提出

石巻市長 亀山 紘

令和 年 月 日議決